

副本

平成28年(ワ)第159号、同29年(ワ)第135号

新安保法制違憲国賠訴訟事件

原 告 [REDACTED]ほか210名

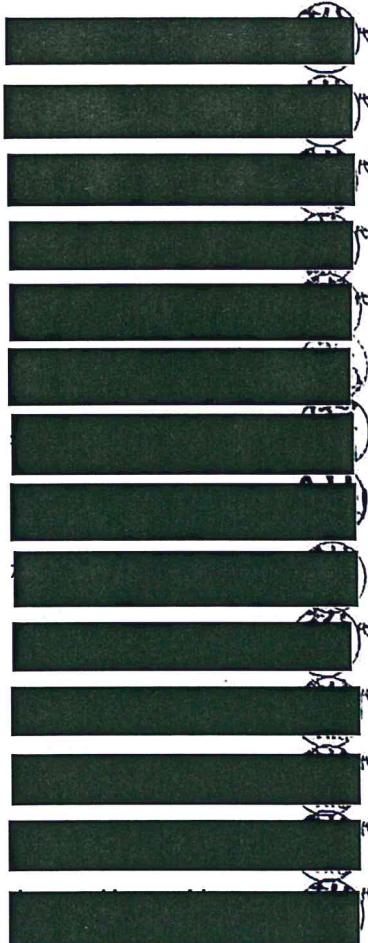
被 告 国

準備書面(4)

平成30年9月10日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

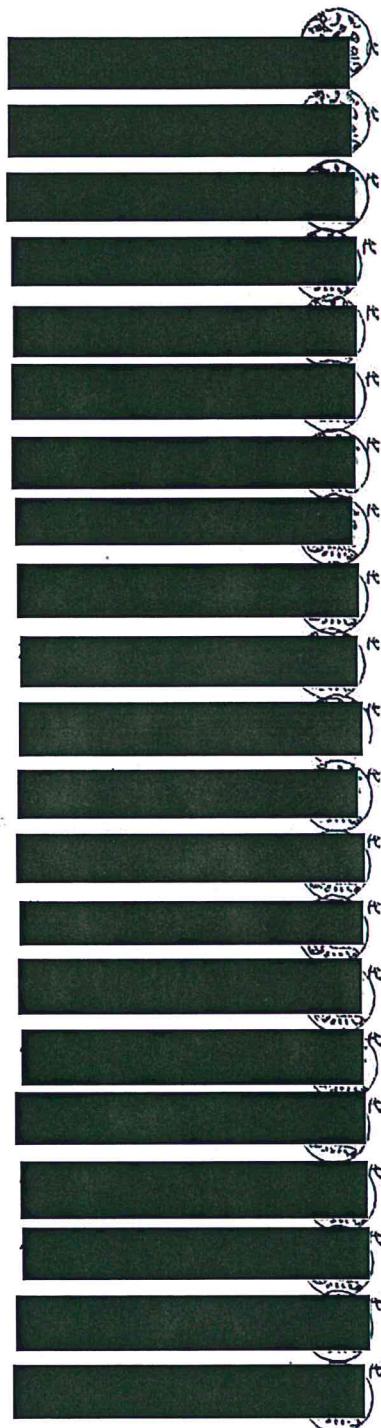
被告指定代理人



2018年 9月10日 13時55分

長崎地方法務局 訴務

NO. 2650 P. 3



被告は、本準備書面において、原告らの2017（平成29）年9月15日付け「準備書面(8)（人格権の被侵害利益性と具体的被害）」（以下「原告ら準備書面(8)」という。）に対し、必要と認める限度で反論を行う。

なお、略語等は、本準備書面にて新たに定めるものほか、従前の例による。

第1 原告らが主張する「人格権」は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと

1 原告らの主張

原告らは、原告ら準備書面(8)において、原告らが主張する「人格権」の概要として、「生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権」、「平穏生活権」及び「主権者として蔑ろにされない権利」なるものを挙げ、これらの権利が「国賠法上の保護法益となる」旨主張する（同書面第6・42ないし52ページ）。

また、原告らは、自らの主張の根拠となる最高裁判決として、①最高裁昭和61年6月11日大法廷判決（民集40巻4号872ページ）、②最高裁昭和63年6月1日大法廷判決（民集42巻5号277ページ）、③最高裁平成元年12月21日第二小法廷判決（民集43巻12号2252ページ）、④最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決（民集45巻4号653ページ）、⑤最高裁平成8年3月26日第三小法廷判決（民集50巻4号993ページ）、⑥最高裁平成12年2月29日第三小法廷判決（民集54巻2号582ページ）、⑦最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決（裁判集民事207号243ページ）を、下級審判決として、⑧大阪高裁昭和50年11月27日判決（民集35巻10号1881ページ）、⑨熊本地裁平成13年5月11日判決（判例時報1748号30ページ）、⑩福井地裁平成26年5月21日判決（判例時報2228号72ページ）、⑪前橋地裁平成29年3月17日判決（判例時報

2339号14ページ)を挙げ、これらの判決において人格権の具体的権利性が認められることをもって、自己の主張の根拠とするようである(同書面第5・18ないし42ページ)。

2 被告の反論

しかしながら、原告らが「人格権」の概要として主張する「生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権」、「平穏生活権」及び「主権者として蔑ろにされない権利」なるものは、いずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいはず(後記(1))、原告らが挙げる判例及び裁判例は、いずれも原告らの主張する「人格権」が国賠法の救済が得られる具体的な権利であることを肯定する根拠とならない(後記(2))。

以下、詳述する。

(1) 原告らが「人格権」の概要として主張する内容は、いずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと

原告らが「人格権」の概要として主張する「生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権」及び「平穏生活権」については(原告ら準備書面(8)第6の2及び3・45ないし51ページ)、「原告の中には生命・身体への直接的侵害はなくても(中略)『精神に関する利益』侵害を主張し、また、生命・身体が侵害されるのではないかとの不安・恐怖にさいなまれた者も少なくない。」(同3(2)・46ページ)などと述べていることに照らせば、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって(答弁書第4の2(3)・20ページ)、かかる程度の内容をもって国賠法の救済が得られる具体的な権利が認められると解する余地はない。

また、原告らが主張する「主権者として蔑ろにされない権利」については、

原告らが「主権者であることの自尊心を大きく傷つけ」られるとともに、「実は主権者として尊重される確証など無いのではないかという憲法への疑念・不安」を抱くことになり、「このような主権者としての根本的な被害感情は、国賠法上、救済を要求できる人格権である。」と述べているとおり（原告ら準備書面(8)第6の4・51及び52ページ）、原告ら自身、「主権者であることの自尊心」、「憲法への疑念・不安」といった一義的に内容の定まらない抽象的かつ主観的な感情にすぎないものであることを自認するところであつて、結局、平和安全法制関連2法に反対している自らの主義が容れられないことにより心情が害されたことを言い換えたものにすぎず、このような感情が国賠法の救済が得られる具体的な権利たり得ない。

したがって、原告らが「人格権」の概要として主張する内容は、いずれも国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないことは明らかである。

(2) 原告らが挙げる判例及び裁判例は、いずれも原告らの主張する「人格権」が国賠法の救済が得られる具体的な権利であることを肯定する根拠とならないこと

ア まず、原告らが挙げる判例についてみると、前記①の判例は、人格権としての名誉権について、前記③の判例は、私生活の平穏などの人格的利益について、前記⑤の判例は、婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益について、前記⑦の判例は、名誉、プライバシー及び名誉感情という人格権についての判例であり、いずれも、その内実は具体的なものであつて、漠然とした不安感を抱いたという域を出ない原告らの主観的利益にとどまる原告らの主張する「人格権」とは全く異なる。

また、前記④の判例は、水俣病認定申請に対する処分庁の処分が遅延したことにより、水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期

に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという内心の静穏な感情を害されない利益としての人格権について具体的権利性を認めたものであるところ、かかる利益の実質は、認定申請を行った原告自身が早期の処分を受ける期待権であり、直接かつ具体的な影響が生じていない立場から原告らが主張する「人格権」とは、具体性において明らかな差異がある。したがって、前記④の判例は、原告らの主張する「人格権」が国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益であることを肯定する根拠たり得ない。

そして、前記⑥の判例は、自己の宗教上の信念に反するとして輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している患者が、当該医療行為を受けるかを意思決定する権利としての人格権について具体的権利性を認めたものであるところ、当該権利は、自己が輸血を受けるか否かという具体的な状況を前提とした宗教上の信念に基づく意思決定の自由であって、一般的抽象的法規範である立法の内容やその立法過程、原告らに直接かつ具体的な影響が及ばない形での立法の適用に漠然とした不安感、不満を抱いたという域を出ない原告らの主張する「人格権」とは質的に異なる。

加えて、前記②の判例は、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものについて、具体的権利性を否定したものであり、原告らの主張する「人格権」が国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益であることを肯定する根拠とならないのは明らかである。

イ 次に、原告らが挙げる裁判例についてみると、前記⑧の裁判例は、航空機の運航により、騒音という、周辺住民に直接かつ具体的な影響が及び得る事案についてのものであり、原告らに対して直接かつ具体的な影響が及んでいない本件とは事案を全く異にするのであって、原告らの主張する「人格権」について、国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益で

あることを肯定する根拠となるものではないことは明らかである。

また、前記⑨の裁判例は、ハンセン病患者である原告らが、国会がらい予防法の隔離規定を改廃しなかったことが違法であるとして、国賠法に基づく損害賠償を請求した事案であるところ、同隔離規定により実際に隔離措置をされていた原告らに直接かつ具体的な被害が発生していたという点で本件とは事案を全く異にし、同裁判例が原告らの主張を肯定する根拠となるものではないことは明らかである。

さらに、前記⑩の裁判例は、福井県内の原子力発電所である大飯発電所につき深刻な事故が起きれば原告らの人格権や環境権が侵害されるとして同発電所の運転差止めを求めた事案である。前記⑪の裁判例は、未確定で控訴審に係属中であるところ、福島第一原子力発電所の原子炉から放射性物質が放出される事故により福島県外への避難等を余儀なくされたと主張する原告らが国等に対して損害賠償請求を求める事案であって、いずれの事案も、原子力発電所の原子炉から放射性物質が放出される深刻な事故が起きた場合における周辺住民等の人格権等の侵害が前提とされているところ、本件で原告らが違法行為として請求の原因に掲げているのは、平和安全法制関連2法の制定等や自衛隊の部隊に対する駆け付け警護の任務付与及び自衛隊艦船による米軍艦船の警護の実施にすぎず、原子力発電所の事故のように直ちに原告らの身体等に直接かつ具体的な影響が生じ得るものではない。このように前記⑩及び⑪の裁判例も、本件とは事案を全く異にすることは明らかである。

ウ 以上のとおり、原告らが挙げる判例及び裁判例は、いずれも原告らの主張する「人格権」が国賠法の救済が得られる具体的な権利であることを肯定する根拠とならないことは明らかである。

第2 結語

以上のとおり、原告らが主張する「人格権」は国賠法の救済が得られる権利ないし法的利益とはいえず、原告らの請求に理由がないことは明らかであるから、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。